

「施設利用会員証」を発行しています。

会員事業所様向けの優待事業として、次の施設を利用される場合に、宿泊料金等の割引が受けられる「施設利用会員証」を発行しています。詳細は、当協会ホームページをご覧ください。

★★★ 優待利用対象施設 ★★★

- 高輪・品川ホテルグループ (4施設)
- 全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等
- ホテル法華クラブグループ (17施設)
- 船員保険会の保養施設 (4施設)
- 湯快リゾート株式会社の各施設 (28施設)
- ダイワロイヤルホテル (27施設)
- かんぼの宿 (50施設)
- HMI ホテルグループ (53施設)
- 奈良パークホテル、信貴山観光ホテル等
- 関西サイクルスポーツセンター
- 神戸ハーバーランド温泉 万葉倶楽部
- 神戸市立六甲山牧場



社会保険クイズ

障害年金からの設問です。

次の[A]、[B]、[C]に入る文言はなんでしょうか。

- ・厚生年金保険の被保険者期間中に、初診日のある傷病で、障害認定日に1・2級の障害にある場合、保険料納付要件を満たしていれば[A]と[B]が受けられる。
- 3級の障害にある場合は、3級の[B]、3級よりも軽い障害の場合は[C]が受けられる。
- ・また、20歳前に初診日がある場合は20歳になったとき、障害認定日が20歳以降の場合は障害認定日に1・2級の障害がある場合は[A]が受けられる。

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等を記入の上、平成30年11月30日(金)までに下記までご応募ください。

正解者多数の場合、抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1番2号

和歌山ビッグ愛5階

一般財団法人和歌山県社会保険協会



8月号のクイズの答え

正解はA⇒付加、B⇒免除でした。

・国民年金の第1号被保険者を対象に支給される国民年金独自の給付として付加年金があります。付加年金は、付加保険料(月額400円)納付済期間のある人が老齢基礎年金の受給権を得たときに支給されます。年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

・保険料を納めることが困難な第1号被保険者については、保険料が免除される制度があります。免除されるのは、①国民年金保険法に定める要件に該当する(法定免除)期間か、②所得が低いこと、災害や失業等により納付が困難であることなどを理由にして承認された(申請免除)期間です。免除された期間は、老齢基礎年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、年金額は全額納付した期間と比べて、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7として計算されます。なお、一部免除の期間は納めなければならない保険料を納付しないと保険料未納扱いとなります。

●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F
☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

ホームページ <http://www.shahokyoikai-wakayama.jp/>

この広報紙は上記ホームページアドレスでもご覧いただけます。

健保と年金

ほっと便

2018

10

紅葉渡庭園(西の丸庭園)

主な内容

- P2 11月は「ねんきん月間」です
- ” イベント及び商業施設での出張年金相談のご案内
- P3 傷病手当金と年金との調整について
- P4 「施設利用会員証」を発行しています
- ” 社会保険クイズ



日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、期間中は全国各地の様々な場所で、次のような周知・啓発活動を行います。

- ◆ 年金相談の窓口として、全国各地で「出張年金相談」を実施
- ◆ 高校・大学などの教育機関や、事業所などを訪問し、学生を対象とした「年金セミナー」や、「年金制度説明会」を開催
- ◆ 年金委員を対象とした研修会や、功績があった委員の表彰を開催

イベント及び商業施設での出張年金相談等のご案内

日時	会場
● 平成30年11月11日(日) ● 午前10時15分～午後2時30分 ※ 問い合わせ先 … 田辺年金事務所 ☎ 0739-24-0323	● 田辺スポーツパーク 田辺農林水産業まつり
● 平成30年11月24日(土) ● 午前10時～午後4時 ※ 問い合わせ先 … 和歌山東年金事務所 ☎ 073-474-1852	● 和歌山ビッグホエール ふれあい人権フェスタ 2018
● 平成30年11月30日(金) ● 午前10時～午後3時 ※ 問い合わせ先 … 和歌山東年金事務所 ☎ 073-474-1852	● JR和歌山駅中央口 MIO北館1階 ミオ広場

相談窓口の混雑が予想されます。

ご相談・お手続きの際は
予約のうえ来訪願います。

ご予約すると…

- ① スムーズに相談できます!
 - ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します!
- 予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!
ご予約専用電話
0570-05-4890
- ・ 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
 - ・ お近くの年金事務所でも受付しています。

和歌山東年金事務所お客様相談室 … 073-474-1813
お問い合わせ先 和歌山西年金事務所お客様相談室 … 073-447-1660
田辺年金事務所お客様相談室 … 0739-24-0435



全国健康保険協会 和歌山支部 協会けんぽ

〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階
<http://www.kyouseikaikenpo.or.jp/shibu/wakayama>

協会けんぽわかやま 検索

メールマガジンで月に1回、健康保険についての役立つ情報を配信しています。和歌山支部ホームページからぜひご登録ください!

傷病手当金と年金との調整について

健康保険では、被保険者が病気やケガのために働くことができず、給料を受けられないときは、傷病手当金が支給されます。

ただし、支給対象の期間に対し、障害厚生年金や老齢(退職)年金を受けている場合は、傷病手当金の一部または全部が調整されることがあります。

障害厚生年金または障害手当金を受けている場合

同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合計額)が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。

老齢(退職)年金を受けている場合

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢(退職)年金を受けている場合、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢(退職)年金の額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。

- ※ 上記に該当する方は、年金証書の写しと年金の直近額を証明する書類の写しを添付して傷病手当金を申請してください。
- ※ 傷病手当金を受け取った後に、上記に該当していることが判明した場合は、傷病手当金をお返しいただくことになりますので、ご注意ください。



【お問い合わせは】 ……業務グループ 073-421-3102